

# 嘉手納小学校 いじめ防止基本方針

令和2年度作成  
嘉手納小学校



### Ⅲ 未然防止のための取り組み

1. いじめが起こりにくい学級・学校づくり
2. 豊かな心と実践力の育成
3. 教職員のあり方、体制づくり

### Ⅳ いじめの早期発見・早期対応

1. いじめに関する情報収集及び実態把握
2. 教職員間の共通理解・情報連携

### Ⅴ 重大事態への対応

1. 重大事態の調査組織を設置
2. 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

### Ⅵ 「ネット上のいじめ」への対応

#### ネット上でのいじめが発見された場合の対応

- ① 児童生徒への対応
  - 被害児童生徒への対応はきめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
- ② 加害児童生徒への対応は加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
- ③ 全校児童生徒への対応
  - 個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。
- ③ 保護者への対応
  - 迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。
- ④ インターネットホットラインセンターの活用→誰でもインターネットで利用可能。
- ⑤ インターネット上の違法・有害情報の通報窓口として警察への情報提供を行う。

## X. いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	<p>←-----</p> <p>○校内いじめ対策委員会 指導方針 指導計画等</p> <p>○児童理解 全体会</p>	<p>○児童理解 全体会</p>	<p>○児童理解 全体会</p>	<p>○児童理解 全体会</p>	<p>○児童理解 全体会</p>	<p>事案発生：ケース会議、いじめ対策委員会</p>			<p>○児童理解 全体会</p>	<p>○児童理解 全体会</p>	<p>○児童理解 全体会</p>	<p>○校内いじめ対策委員会 本年度のまとめ 次年度の課題検討</p> <p>-----→</p>
防止対策	<p>←-----</p> <p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>i-check</p> <p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>人権の日 (月曜)</p>	<p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>人権の日 (第1月曜)</p>	<p>人権の日 (第1月曜)</p> <p>-----→</p>
早期発見	<p>いじめアンケート</p>	<p>いじめアンケート</p>	<p>いじめアンケート</p> <p>教育相談 旬間</p>	<p>いじめアンケート</p>	<p>いじめアンケート</p>	<p>いじめアンケート</p>	<p>いじめアンケート</p>	<p>いじめアンケート</p> <p>教育相談 旬間</p>	<p>いじめアンケート</p>	<p>いじめアンケート</p>	<p>いじめアンケート</p>	<p>いじめアンケート</p>

# いじめ防止のための校内体制モデル

## いじめが起こりにくい学級・学校づくり

- 児童理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童間の信頼づくりや児童相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめている児童に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという時勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られるばあいでも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくない事を認識し、継続して注意を払い、見守っていくことが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。

### 観察・情報収集

- ・ 日常的観察
- ・ いじめチェック表の活用
- ・ いじめアンケートの実施（毎月1回）
- ・ 教職員間の情報交換
- ・ 保護者からの情報提供

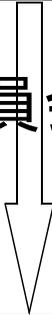
## 校内いじめ対策委員会

- 構成委員
  - ・ 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談、関係教諭
  - ・ その他（カウンセラー、関係機関）
- 話し合い内容
  - ・ いじめ防の全体計画の策定
  - ・ いじめ発見のためのアンケート
  - ・ 保護者への対応
  - ・ いじめ事案への詳細確認、対応協議
  - ・ 関係機関との連携

## いじめの早期発見、早期対応

- 「いじめは人間として絶対に許されない」「人権を守る」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にもどの学校でも起こり得る」問題であることを認識し、学校における相談体制を充実させる。
- 教師の感を大切にし、児童の訴えや様子の変化に気づき早期発見に努める。
- いじめの事実関係の究明に当たっては、迅速かつ正確に実態把握を行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- いじめを認知した場合には、個々の教師で軽微に扱うのではなく、学年、管理者へ迅速に報告、適切な対応をする。
- 保護者等の訴えのは謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに町教委の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- いじめ解決後も組織的な指導支援、再発防止に努める。

## 職員会議



### 被害保護者への対応

- ・ いじめの事実を正確に伝える。
- ・ 教職員のいじめに問題に対する真摯な姿勢を伝える。
- ・ 信頼関係の構築を図り緊密な連携体制を構築する

### 被害児童への対応

**受容**：つらさや悔しさを十分に受け止める。  
**安心**：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。  
**自信**：良い点を認め、励まし、自信を与える。  
**回復**：人間関係の確立を目指す。  
**成長**：自己理解を深め、自立への支援を行う。

### 学級・学年への対応

- ・ いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせる
- ・ グループ等への指導を行う
- ・ 学級全体への指導を行う
- ・ 場合によっては学年全体への指導を行う
- ・ 「人権の日」の取組を充実

### 加害児童への対応

**確認**：いじめの事実確認、背景、理由等を確認する  
**傾聴**：不満、不安等の訴えを十分聞く  
**内省**：いじめられた子どものつらさに気づかせる  
**処遇**：課題解決のための援助を行う  
**回復**：体験活動を通して所属感を高める

### 加害保護者への対応

- ・ いじめの事実を正確に伝える
- ・ 保護者の心情（怒り、不安、自責の念）を理解する
- ・ 子どもの立ち直りに向けた助言を行い、協力を得る

# いじめ発生時の校内体制モデル

## 未然防止・早期発見

### 日常的観察

- ①孤立、休み時間の過ごし方、表情・態度の変化、口数  
欠席日数、欠席理由等
- ②無視、仲間外れ、言葉の暴力、いやがらせ、持ち物の紛失
- ③児童のつぶやき
- ④いじめチェック表の活用

### 教師同士の情報交換

- ①様子のすりあわせ
- ②情報の分析、いじめの事実確認

### いじめアンケート、教育相談から発見

- ①いじめの事実確認
- ①当該児童との面談
- ②加害児童と思われる児童との面談

## 校内いじめ対策委員会

### ○構成委員

- ・校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談、関係教諭  
その他（カウンセラー、関係機関）

### ○話し合い内容

- ・いじめの事実確認、
- ・いじめ防止全体計画の見直し
- ・いじめ発見のためのアンケート
- ・保護者への対応
- ・いじめ事案への詳細確認、対応協議
- ・関係機関との連携

## いじめ事案発生時の対応

### いじめ発生（学級担任）

- ①被害児童や他の児童からの訴え
- ②被害児童からの詳細な内容確認
- ③加害児童への事実確認
- ④訴えと事実との整合性の確認

当該学年での共通確認、学年で対応策の検討、共通実践

- ①事実確認
- ②被害児童への対応
- ③加害児童への指導
- ④保護者（当該児童、加害児童）への対応策
- ⑤学級・学年児童への計画的指導（短期・長期）

## 職員会議

### 被害児童への対応

受容：つらさや悔しさを十分受け止める  
 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える  
 自信：良い点を認め、励まし、自信を与える  
 回復：自己有用感、所属感を高め、人間関係の確立をめざす  
 成長：自己理解を深め、自立への支援行う

### 学級・学年への対応

- ・いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせる
- ・傍観はいじめを助長することに気づかせる
- ・学年全体の問題と捉え、統一した指導を行う
- ・いじめをゆるさない、継続させない風土づくりを行う

### 加害児童への対応

毅然とした指導：いじめは人権侵害であり、許されない行為である  
 確認：いじめの事実、きっかけ、動機、状況等の客観的に確認  
 傾聴：不満、不安等の訴えを十分聞く  
 内容：いじめられた子どものつらさに気づかせる  
 処遇：課題解決のための支援を行う

### 保護者への対応

- ・事実を正確に伝える
- ・保護者の心情（怒り、不安、自責の念）を理解する
- ・保護者話し合いの持ち方（謝罪）の意向を確認する
- ・子どもの立ち直りに向けた助言を行い、協力を得る
- ・更なる信頼関係を構築する

# いじめ防止のための学校指導方針

## いじめが起こりにくい学級・学校づくり

- 児童理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童間の信頼づくりや児童相互の人間関係づくりに努める。
- いじめている児童に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導を行う。
- いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すというを日頃から示す。
- いじめが解決したと見られるばあいでも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくない事を認識し、継続して注意を払い、見守っていく。
- いじめ防止のための学校指導方針等については、家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努める。

**観察・情報収集**

- ・ 日常的観察（孤立、表情、つぶやき、欠席）
- ・ いじめチェック表の活用
- ・ いじめアンケートの実施（毎月1回）
- ・ 教職員間の情報交換（毎月1回）
- ・ 保護者からの情報提供

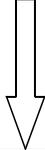
## 校内いじめ対策委員会

- 構成委員
  - ・ 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談、関係教諭その他（カウンセラー、関係機関）
- 話し合い内容
  - ・ いじめ防止の全体計画の策定
  - ・ いじめ発見のためのアンケート
  - ・ 保護者への対応
  - ・ いじめの事実、状況確認、対応協議
  - ・ 関係機関との連携

## いじめの早期発見、早期対応

- 「いじめは人間として絶対に許されない」「人権を守る」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にもどの学校でも起こり得る」問題であることを認識し、学校における相談体制を充実させる。
- 教師の感を大切にし、児童の訴えや様子の変化に気づき早期発見に努める。
- いじめの事実関係の究明に当たっては、迅速かつ正確に実態把握を行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場に立った親身の指導を行う。
- いじめを認知した場合には、個々の教師で軽微に扱うのではなく、学年、管理者へ迅速に報告、適切な対応をする。
- 保護者等の訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに町教委の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
- いじめ解決後も組織的な指導支援、再発防止に努める。

# いじめ発覚



**被害保護者への対応**

- ・ いじめの事実を正確に伝える
- ・ 保護者話し合いの持ち方の意向を確認する
- ・ 信頼関係の構築を図り緊密な連携体制を構築する

**被害児童への対応**

**受容**：つらさや悔しさを十分に受け止める。  
**安心**：具体的な支援内容を示し、安心感を与える  
**自信**：良い点を認め、励まし、自信を与える  
**回復**：人間関係の確立を目指す。  
**成長**：自己理解を深め、自立への支援を行う

**学級・学年への対応**

- ・ いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせる
- ・ 傍観はいじめを助長することに気づかせる
- ・ 場合によっては学年全体への指導を行う
- ・ いじめをゆるさない、継続させない風土づくりを行う

**加害児童への対応**

**確認**：いじめの事実、状況、きっかけ、動機等を確認する  
**傾聴**：不満、不安等の訴えを十分聞く  
**内省**：いじめられた子どものつらさに気づかせる  
**処遇**：課題解決のための援助を行う  
**回復**：体験活動を通して学級での所属感を高める

**加害保護者への対応**

- ・ いじめの事実を正確に伝える
- ・ 保護者の心情（怒り、不安、自責の念）を理解する
- ・ 子どもの立ち直りに向けた連携・協力を行う

かでなっ子 毎月アンケート ( 月)

年 組 番 名前 ( )

1. 今月の生活目標の振り返り

◎…よくできた ○…できた △…あまりできなかった ×…できなかった

( ) 月 よい1年のスタートをきろう	◎○△×
・元氣よくあいさつをしよう	
・持ち物 <small>ももの</small> に名前を書こう	
・もく動 <small>どう</small> を心がけよう	

2. 学校生活の振り返り

あてはまるものに○でかこんでください。

- ①進すすんであいさつ、元氣よく返事へんじができた ( はい いいえ )
- ②もく動どうやもくせいそうを心がけることができた ( はい いいえ )
- ③トイレのスリッパやはきものをきちんとそろえた ( はい いいえ )

3. いじめについて

- ①さいきん、いじめられたとかんじることはありませんか。 ( ある ない )

ある ところたえた人にききます。

- ・だれから いじめられましたか。( )  
※名前を書きたくない人は、友だち ○年生 クラスの人 でもいいですよ
- ・いつごろですか ( )
- ・そのとき、どうしましたか。あてはまるものに○でかこんでください。(ふくすう可)
- ア じつとがまんした      イ はんげきした      ウ 友だちや先生にいった
- エ 家いえの人にいった      オ 学校やすを休んだ      カ そのほか( )

もしも、いじめている人やいじめられている人がいたら、たんにんの先生や校長先生、おとなの人に知らせてください。かいけつする方法を見つけてくれます。いじめをみつけたら(いじめをされたら)、すぐに知らせてください。ぜったいにそのままにしないでください。

### いじめ チェックシート

いじめの 認知件数 件(発覚日 月 日) ※被害者・加害者のクラス、氏名も記入してください  
被害者 名

加害者 名

把握 ( )  
対応 ( )

解決 ・ 未解決  
(解決日 月 日)

### いじめ チェックシート

いじめの 認知件数 件(発覚日 月 日) ※被害者・加害者のクラス、氏名も記入してください  
被害者 名

加害者 名

把握 ( )  
対応 ( )

解決 ・ 未解決  
(解決日 月 日)

### いじめ チェックシート

いじめの 認知件数 件(発覚日 月 日) ※被害者・加害者のクラス、氏名も記入してください  
被害者 名

加害者 名

把握 ( )  
対応 ( )

解決 ・ 未解決  
(解決日 月 日)